

随意契約理由

令和7年(2025年)11月28日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	豊中市コンビニ交付システム標準化対応に伴う課税証明書 データ再構築業務委託
契約内容	豊中市コンビニ交付システム標準化対応に伴う課税証明書 データ再構築業務
契約締結日 及び契約期間	令和7年10月1日 令和7年10月1日から令和8年1月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪市西区土佐堀二丁目2番17号 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部関西支店
契約金額	2,640,000円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当) 今回行う契約は、システム標準化法に基づく「自治体情報システム標準化・共通化」に対応するもので、コンビニ交付システムの標準準拠システム移行に伴う、課税証明書のコンビニ交付システムの連携再構築を行うものである。 コンビニ交付システムは富士フイルムシステムサービス株式会社が独自に開発を行ったものであり、システムの著作権は同社に帰属されるため、本業務は富士フイルムシステムサービス株式会社のみしか行うことができず、随意契約を行うもの。